

一般社団法人土地再生推進協会 役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人土地再生推進協会（以下「当協会」という） 定款第24条に基づき、常勤役員の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の通りとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 特別顧問とは、定款第27号にもとづく者を言う。
- (3) 常勤とは当協会を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務するものをいう。
- (4) 非常勤とは常勤以外の役員等をいう。
- (5) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条並びに第105条第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年俸とし、その1/2を月額報酬として毎月支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の月額報酬の額は、社員総会で別途定める総額の範囲内において、別表第1「常勤役員俸給表（月額報酬）」の通り支給することができる。それぞれの理事の月額報酬の額は、俸給表のうちから理事会で決定するものとする。

- 2 常勤役員のうち監事の月額報酬の額は、社員総会で別途定める総額の範囲内において、別表第1「常勤役員俸給表（月額報酬）」のうちから、社員総会で決定するものとする。
- 3 使用人兼務の常勤理事の月額報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。
- 4 常勤理事に対する退職金は、別表第2「常勤役員の退職金の算出要領」に定める算式の

業績勘案率のいずれかを代表理事が理事会の承認を得て定め、社員総会で支給額を決定するものとする。常勤監事に対する退職金は、別表第2「常勤役員の退職金の算出要領」に定める算式の業績勘案率のいずれかを代表理事が理事会の承認を得て定め、社員総会で支給額を決定するものとする。

5 常勤理事には原則として賞与を支給しない。但し、当協会の事業収益の特段の向上に寄与したことが理事会にて認められる場合、社員総会の決議にて、前条の範囲を問わず、当該事業収益の5%以下の範囲内で相当と認める額を、賞与として支給することができるものとする。

6 非常勤の役員の役員報酬は無給とする。但し、当協会の事業収益の特段の向上に寄与したことが理事会にて認められる場合、社員総会の決議にて、前条の範囲を問わず、当該事業収益の5%以下の範囲内で相当と認める額を、賞与として支給することができるものとする。

7 特別顧問の報酬は、年俸5,000,000円の範囲内で、社員総会の決議にて定める。

(役員報酬の支払と控除)

第5条 常勤役員の月額報酬は、その月の全額を毎月25日に、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。支給日が休日にあたる時は、その前日に支給することができる。

2 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で常勤役員に就任した時、又は月の途中で常勤役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬の支給は日割計算で行うものとする。

(費用)

第6条 当協会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。常勤理事の通勤に関する実費は職員の支給基準に準じて毎月支給する。

(公表)

第7条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(附 則) 1. この規程は、当協会の公益社団法人の登記の日から施行する。

別表第1「常勤役員俸給表（月額報酬）」

(単位：円)

	月額		月額
1号俸	500,000	11号俸	1,500,000
2号俸	600,000	12号俸	1,600,000
3号俸	700,000	13号俸	1,700,000
4号俸	800,000	14号俸	1,800,000
5号俸	900,000	15号俸	1,900,000
6号俸	1,000,000	16号俸	2,000,000
7号俸	1,100,000	17号俸	2,100,000
8号俸	1,200,000	18号俸	2,200,000
9号俸	1,300,000	19号俸	2,300,000
10号俸	1,400,000	20号俸	2,400,000

別表第2「常勤役員の退職金の算出要領」

役位別最終月額報酬 × 12.5/100 × 在職期間（月数） × 業績勘案率

なお、業績勘案率は、1.0、1.5、2.0のいずれかとする。